

日中一時支援事業のご案内

福井市では、障がいのある方（児童も含む。）の「放課後の預かり」と「日中預かり」として「日中一時支援事業」を実施しています。（宿泊を伴う預かりは「短期入所事業」という別の事業となります。）

1 利用のための手続き

- (1)

申請書に必要事項を記入のうえ、障がい福祉課まで提出してください。

↓

- (2)

決定通知書と受給者証を郵送しますので、記載内容を確認のうえ、利用される事業所に提示してください。（事業所と契約をしてください）

↓

- (3)

利用の際は、事業所に直接申し込んでください。

↓

- (4)

個人負担金は、利用後に事業所へお支払いください。

2 利用料

利用料にかかる個人負担金は10%です。（食事代や入浴代等は実費負担となります。）下表のとおり

利用者負担上限月額	
生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯（※）	0円
市民税課税世帯（※）	6,500円

※利用される方が18歳以上の場合は、本人および配偶者の課税状況、
利用される方が18歳未満の場合は、住民登録上の世帯員の課税状況により判断します。

時間	支給単位(日)	利用料(円)	個人負担(円)
3時間未満	1/4	1,590	159
3時間以上 6時間未満	1/2	3,180	318
6時間以上	1	6,360	636

送迎	利用料(円)	個人負担(円)
片道 1回	540	54

独立行政法人国立病院機構あわら病院で実施している日中一時支援事業の単価は下記のとおりです。

時間	支給単位(日)	利用料(円)	個人負担(円)
4時間未満	1/4	6,000	600
4時間以上 8時間未満	2/4	12,000	1,200
8時間以上	3/4	18,000	1,800

3 お問い合わせ

福井市役所 障がい福祉課
 <電話> 0776-20-5435

〒910-8511 大手3丁目10-1(別館1F)
 <FAX> 0776-20-5407